

伝建地区内の方は基準を守って現状変更をお願いします

現状変更行為とは、建築物(地区内にある全ての建物)や工作物(門、塀、石積みなど土地に定着する全てのもの)を新しく設置、外観の変更を伴う改築や外壁の塗装などを言います。歴史的な町並みを保存し、伝統的建造物(歴史のある建築物・工作物)との調和を図っていくため、重伝建地区には「修理基準」、「修景基準」、「許可基準」があります。前回の町並みだよりでは修理基準についてお伝えしましたが、今回は特定物件以外の建築物・工作物を現状変更する際に守っていただく「修景基準」についてお伝えします。

1 修景基準について

「修景基準」とは、地区内の特定物件(後世に残していくことを同意いただいた建築物・工作物)以外の建築物・工作物を、新築・増築・改築・移転等にかかる外観の修景をする場合に守っていただく基準です。町並みに調和するため、周囲の伝統的建造物の特性に合わせて改修をしていただくこととなります。なお、ご希望の場合には補助金を活用できます。



屋根はきれいな三角形のものにしましょう。三角の面は街道に面していてもそうでなくても構いません。

このように道路側に玄関口を設け、軒先は道路際から下げないようにしましょう。

街道沿いの建築物の外壁は柱を覆う形の大壁造にしましょう。

窓や戸は引き戸にし、サッシは木製にしましょう。アルミサッシなどにする場合には格子をつけるなどの配慮をしましょう。



修景基準(抜粋)

		十字の街道に面するもの	十字の街道に面さないもの	
敷地	土地の形・配置	うけついできた土地の形を維持すること。		
	配置	道路側に玄関口を設置し、前面に余白を設けないこと。 脇門を設けるなど周囲の伝統的建造物に合わせた配置にすること。	道路側に玄関口を設置し、車は敷地の奥や門、車庫等の内側に駐車し目立たないようにすること。	
構造	階数	平屋建てもしくは二階建てとする。		
	高さ	周囲の伝統的建造物の高さとは比べ大きく飛び出ないものとする。		
外部デザイン	屋根	形式	切妻造(三角形の屋根)を基本とする。	
		材料	瓦葺きとする。	瓦葺きもしくは金属板葺きとする。
		色彩	灰色もしくは黒色系統とする。	
	外壁	形式	大壁造(柱などが見えない形)とし、漆喰仕上げ等、周囲の伝統的建造物と類似するもの。	大壁造もしくは真壁造(柱などが露出している形)とし、周囲の伝統的建造物と類似するもの。
		色彩	中塗り仕上げ(中塗り土を塗り重ねた茶色の壁)もしくは白漆喰仕上げに調和するものとする。	
	戸、窓	材料	戸、窓サッシなどは原則木製とする。	
色彩		周囲の伝統的建造物と類似するもの。		

..... 令和8(2026)年度補助金は2月14日(金)までにお申し込みください

補助金の利用をご希望の方は期日までに文化スポーツ課にご相談の上、以下書類をご提出ください。また、補助金の交付を行うために必要な手続きが多くありますので時間がかかります。ご承知おきの上、余裕をもった計画をお願いします。

〔期日〕 **令和7(2026)年2月14日(金)**
 〔提出書類〕 **補助事業実施希望申込書**

※申込書の様式は市ホームページもしくは文化スポーツ課窓口でご確認ください。また、補助をご希望の旨をご連絡いただいた場合でも補助の希望件数によっては、令和9年度以降の補助となる場合があります。

重伝建地区の概要、これまでの町並み保存の取り組み、現状変更行為についてなど、詳しくは下記二次元コードを読み込んでホームページからご確認ください。
 また、現状変更行為についてはガイドラインも参考にご検討ください。

日頃より町並みの保存・活用にお心づかいいただきありがとうございます。補助金申請の締め切りが今月14日に迫っています。年はじめでお忙しいところだとは思いますが、令和8年度に工事を行いたい方は急ぎご相談ください。詳しくはホームページをご確認ください。現状変更の予定や気になることなど気兼ねなくご連絡ください。

編集・発行・問合せ
 須坂市 社会共創部 文化スポーツ課
 重伝建推進係 担当:栗田、小西、山田
 ☎026-248-9027

詳しくはこちらから

